



11月12日～25日  
は「女性に対する  
暴力をなくす運  
動」期間です

令和4年度テーマ

性暴力を、なくそう

女性に対する暴力の根底には、女性への人権の軽視があります。本来、暴力は性別を問わず決して許されるものではありません。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力の無い社会づくりについて考えてみませんか。

企画展を開催します

町図書館で、11月2日～12月4日の間「女性に対する暴力をなくす運動」に関連した図書の企画展を開催します。ぜひこの機会にご覧ください。

問 企画空港課企画政策班

☎(84)1279



11月は児童虐待防止推進  
月間です

令和4年度標語

「もしかして？」  
ためらわないで！

189(いちはやく)

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や健康こども課へ連絡してください。

子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

「オレンジリボン運動」とは、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子どもへの虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。「NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク」が総合窓口を担い、全国的に活動を広げています。



「ご存知ですか？」オレンジリボン運動

連絡(通告)

- ② しつけのつもりは言い訳
- ③ ひとりで悩みを抱え込まない
- ④ 親の立場より子どもの立場
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる

11月9日～15日は  
「秋季全国火災予防運動」  
期間です

スローガン

お出かけは

マスク戸締り  
火の用心

もうすぐ火災の発生しやすい季節を迎えます。みなさんの尊い生命(いのち)や財産を火災から守れるよう、このスローガンを念頭に、火災予防に努めていきましょう。

問 環境防災課防災班

☎(84)1216

11月8日は「いい歯の日」

生涯を通して健やかで豊かな生活を過ごすために、歯の健康は重要です。

「いい歯の日」をきっかけに、自分と家族の歯や口の健康づくりに取り組んでみましょう。

問 健康こども課健康づくり班

☎(82)3400

標準営業約款制度「Sマーク」を「ご存知ですか？」

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)を擁護するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。



厚生労働大臣認可

登録店は、「安全・清潔・安心」を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、(公財)千葉県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせください。

問 (公財)千葉県生活衛生営業指導センター

☎043(307)8272

子どもを虐待から守るための5箇条

① おかしいと思ったら迷わず

- ・ 表情が乏しい
- ・ おどおどしている
- ・ 落ち着きがなく、乱暴になる
- ・ 親を避けようとする
- ・ 夜遅くまで一人で遊んでいる

健康こども課健康づくり班

☎0475(27)1733

東上総児童相談所

☎189(いちはやく)

問 児童相談所全国共通ダイヤル

☎0475(27)1733

問 児童相談所全国共通ダイヤル

☎189(いちはやく)

問 児童相談所全国共通ダイヤル

☎0475(27)1733